

第四百四十一回国
参議院商工委員会會議録第七号

平成九年十二月二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月十九日

辞任

太田 豊秋君
田村 公平君
長尾 立子君

補欠選任

木宮 和彦君
大木 浩君
中曾根弘文君

十一月二十七日

辞任

平田 健二君
梶原 敬義君

補欠選任

益田 洋介君
上山 和人君

十一月二十八日

辞任

益田 洋介君
上山 和人君

補欠選任

平田 健二君
梶原 敬義君

十二月一日

辞任

大木 浩君
林 芳正君

補欠選任

北岡 秀二君
畑 恵君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

北岡 秀二君
倉田 寛之君
斎藤 文夫君
中曾根弘文君
畑 恵君

吉村剛太郎君

吉掛 哲男君

平田 耕一君

勝木 健司君

小島 慶三君

田村 公平君

中曾根弘文君

畑 恵君

○国務大臣(堀内光雄君) 工場立地法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今日、我が国の経済社会のあらゆる面で抜本的な制度改革を推進することが喫緊の課題となっております。その一つとして、地方分権を推進することによって、国と地方の対等で協力的な関係を実現に確立し、地方公共団体がみずから積極的な地域づくりを行うことができるよう、国と地方の役割分担を見直すことが強く求められております。また、経済構造改革を強力に推進し、活力ある経済社会を構築していくためには、各種規制の適正化、合理化を図っていくことが必要であります。

工場立地法は、特定工場の新増設を行う際に、事業者に対して一定の緑地等の整備を求めることにより、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的としておりますが、工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図るためには、地方分権を推進し、地域の実情を熟知した地方公共団体が主体性を持って取り組むことができるようにすることが必要となっております。

以上のような観点から、今般、本法律案を提出することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、地方公共団体による緑地面積率等の設定であり、都道府県及び政令指定都市は、緑地面積率等について、国の定める基準の範囲内において、従来の国による全国一律の基準にかえて、地域の実情に応じて適用すべき地域準則を条例で定めることができることとしております。

第二は、届け出先等の地方公共団体への全面的な変更であります。

特定工場の新設をしようとする者等が必要事項

を届け出る際の届け出先やその届け出のあった場合における勧告、変更命令等の主体を国から都道府県及び政令指定都市に全面的に変更することとしております。

第三は、工業集落地に工場等を設置する場合の特例の導入であります。

複数の工場が集中して立地する工業集落地に隣接する一団の土地に緑地等が計画的に整備されることにより、周辺の地域の生活環境の改善に寄与する場合には、これらの緑地等を工場敷地内の緑地等と同様に緑地面積等へ算入する特例を導入することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、これにて散会いたします。

午前十時五分散会

十一月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願(第五一〇号)(第五四〇号)(第五四一号)(第五四二号)(第五四三号)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五八号)

一、大規模小売店舗法の制度見直し等に関する請願(第六一七号)

一、住宅用太陽光発電の普及推進に関する請願

(第六一八号)

一、再販売価格維持制度に関する請願(第六一九号)

一、大規模小売店舗法の制度見直し等に関する請願(第六四四号)

一、住宅用太陽光発電の普及推進に関する請願(第六四五号)

一、再販売価格維持制度に関する請願(第六四六号)

第五一〇号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 福岡県宗像市福元八六二ノ三 吉田百代外二百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四〇号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 茨城県那珂郡東海村白方一、四七三ノ六 壁谷宗孝外千六百六十九名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四一号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 福岡県筑紫郡那珂川町玉塚台三ノ二四六 園田文孝外千六百六十九名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四二号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 東京都品川区西五反田四ノ二七ノ九ノ六〇四 堀江茂行外千六百六十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四三号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 広島県深安郡神辺町上竹田六九八ノ四 松重義則外千六百六十九名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四四号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 北海道帯広市西三十一一条南三丁目 鈴木秀子外千六百七十三名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四五号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 滋賀県野洲郡野洲町大篠原二、八九六 飯田百合子外千六百六十九名

紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四六号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 山形県飽海郡八幡町麓字横道二四ノ七 土田礼子外千六百六十九名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四七号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 仙台南若林区大和町五ノ二三ノ一〇ノ七〇六 太田浩美外千六百六十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四八号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 京都府乙訓郡大山崎町四明寺茶屋前三〇 小山伸一外千六百六十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五四九号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 和歌山市新中島八一ノ一 岡崎弘子外千六百六十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五五〇号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 三重県多気郡大台町佐原 下地いと外千六百六十九名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五五一号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 大阪府八尾市恩智中町一ノ七七 津崎文四郎外千六百六十九名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五五二号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 山口市秋穂二島二、八七五 嶋谷弘子外千六百六十九名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五五三号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 長崎市西山町二ノ一五ノ二五 石

橋美香外千六百六十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第五五八号 平成九年十一月七日受理
中小自営業者に対する施策の充実等に関する請願
請願者 新潟県柏崎市新道一、一五四ノ二 近藤篤外八十八名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

第六一七号 平成九年十一月十二日受理
大規模小売店舗法の制度見直し等に関する請願
請願者 長野市安茂里差出一、〇一八 成沢栄一

紹介議員 村沢 牧君
国は規制緩和推進計画に基づき、大規模小売店舗法(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律)の制度の見直しについて本年末までに結論を出すこととしている。過去、数回にわたる大規模小売店舗法の規制緩和措置により大型店の出店が相次ぐ一方で、既存商店街の多くは大型店との競合等による利用者の減少により、空き店舗の発生と衰退・停滞感の増幅という状況に陥っている。また、地域によっては既存の大型店の退店により商業機能の空洞化が進み、中心市街地としての機能が低下するなどの問題が生じている。このような中で、更に規制緩和が実施されると大型店の郊外への出店や中心部からの退店が加速され、地域住民の交流に中核的な役割を果たしている商店街と中小小売業者に多大な影響を与えることが懸念される。ついては、大規模小売店舗法の制度見直しに当たり、中小小売業者や地域の実情を踏まえ慎重に対応するとともに、既存商店街の活性化のため、ハード・ソフト両面からの総合的な施策を講ぜられたい。

第六一八号 平成九年十一月十二日受理
住宅用太陽光発電の普及推進に関する請願

紹介議員

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

請願者 長野市安茂里差出一、〇一八 成沢栄一

紹介議員 村沢 牧君

現在、私たちは地球温暖化問題等様々な環境問題に直面し、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システム実現への努力が様々な分野で求められている。このような中で、エネルギー利用については、太陽光発電、風力発電等環境への負荷の少ない新エネルギーの技術開発・導入を積極的に推進していく必要がある。中でも、太陽光による発電は無尽蔵な自然エネルギー、クリーンな石油代替エネルギーとして位置付けられており、住宅分野を中心に国民の関心が高まっている。ついでには、太陽光発電システムに係る施策の一層の拡大とその普及推進を図りたい。

第六一九号 平成九年十一月十二日受理

再販売価格維持制度に関する請願

請願者 長野県岡谷市山下町一ノ一〇ノ一

六 浜万亀彦

紹介議員 村沢 牧君

独占禁止法では自由な競争を妨げる不公正な取引方法を原則として禁止しているが、新聞・書籍などの著作物については文化水準維持のため、例外として再販売価格維持が認められている。現在、公正取引委員会等では、これらの著作物について消費者利益の立場からその範囲の限定・明確化等を平成九年度末を目途に検討を進めている。仮に新聞が再販売価格維持制度から除外されることになれば、山間地域や過疎地域における購読料金の値上がり予想され、日常生活に欠くことができない情報を得るための費用に格差が生じることが懸念される。ついでには、再販売価格維持制度について、著作物の文化性・公共性などの商品特性や山間地域等の実情を十分踏まえ、慎重に検討されたい。

第六四四号 平成九年十一月十二日受理

大規模小売店舗法の制度見直し等に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第六四五号 平成九年十一月十二日受理

住宅用太陽光発電の普及推進に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第六一八号と同じである。

第六四六号 平成九年十一月十二日受理

再販売価格維持制度に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

十一月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、工場立地法の一部を改正する法律案

工場立地法の一部を改正する法律案

工場立地法(昭和二十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項

イ 工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮する

ことが適切であると認められるもの

ロ 工業集合地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地(工業団地を含むものを含む)をいう。以下同じ。)に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの

第四条の次に次の一条を加える。

第四号の二 都道府県は、当該都道府県の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとするものが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「地域準則」という。)を定めることができる。

2 通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

第六条第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。))に、「きいて」を「聴いて」に改め、第五号を次のように改める。

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設的面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の省令で定める施設の配置(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)

イ 工業団地に特定工場の新設をする場合

当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の省令で定める施設の面積及び環境施設の配置

ロ 工業集合地に特定工場の新設をする場合であつて、第四条第一項第三号に掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき

当該工業集合地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設(以下この号及び第八号第一項第二号において「隣接緑地等」という。)の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額(第八号第一項第二号において「負担総額」という。))及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用

第六号第一項第六号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を削る。

第七号第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第八条を次のように改める。

(変更の届出)

第八条 第六号第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六号第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を都

道府県知事に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がなされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合、その旨及び同号の事項

二 当該変更が、工業集落地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四号第一項第三号に掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合、その旨、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第九條第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第二号中「きわめて」を「極めて」に改め、同条第二項中「特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、「通商産業大臣に協議して」を削り、同項第一号中「準則」の下に「(第四号の二第一項の規定により地域準則が定められた場合に於ては、その地域準則を含む)」を加える。

第十條第一項中「特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に、「行なわれる」を「行われる」に、「きわめて」を「極めて」に改め、「通商産業大臣に協議して」を削る。

第十一條第二項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、「のうち第六條第一項第五号及び第六号の事項以外の事項」を削り、同条第三項を削る。

第十二條第一項中「通商産業大臣及び当該特定

工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削る。

第十三條第三項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項を削る。

第十五條の五を削り、第十五條の四を第十五條の五とし、第十五條の三の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第十五條の四 この法律の規定により、都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中「都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

第十六條中「十万円」を「五十万円」に改める。

第十七條中「五万円」を「三十万円」に改める。

第十八條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二十條中「第十二條第一項」を「第十二條」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣にされた改正前の工場立地法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出に係る勸

告、勸告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「新法第六條第一項第二号」を「工場立地法第六條第一項第二号」に、「当該新法特定工場内の新法」を「同項に規定する特定工場(以下「特定工場」という。)内の同法」に、「新法第六條第一項第六号」を「同法第六條第一項第六号」に、「当該新法特定工場の」を「当該特定工場の」に、「(新法)」を「(同法)」に、「行なわれる」を「行われる」に、「及び新法」を「及び同法」に、「通商産業大臣及び当該新法特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「新法第七條第二項」を「工場立地法第七條第二項」に、「新法第七條第一項」を「同法第七條第一項」に改める。

附則第三條の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第三條の二 前条第一項の規定により、都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、前条第一項の規定中「都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

附則第四條第一項中「前条第一項」を「第三條第一項」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣にされた前条の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定による届出に係る勸告、勸告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二條及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地価税法の一部改正)

第六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「公表された同項の準則」を「同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四條の二第一項(工場立地に関する地域準則)の規定により定められた同項の地域準則」に改める。

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第八五六号)(第八六三三号)(第八六七号)(第八七一号)(第九〇八号)

第八五六号 平成九年十一月十九日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 大分県南海部郡弥生町大字井崎
一、八二八 染矢榮外三百六十九

紹介議員 梶原 敬義君
公正取引委員会が委嘱した再販問題検討小委員会
の中間報告の中で著作物の再販制を廃止する意向
が表明され、また、行政改革委員会の規制緩和小
委員会でも再販見直し議論が続けられている

が、再販制の廃止には反対である。ついては、出版物の再販制を廃止しないようにされたい。

理由

(一)日本の出版流通機構は諸外国に比べ簡素化され、全業種で最低の約三十%という流通コストによつて賄われ、出版物は全国の書店網によつて読者に提供されている。また、特殊な専門書を除いて定価付けも諸外国より安く決められているが、再販制度が廃止されると、この体制は崩壊する。(二)出版物は一般消費財とは性格を異にする文化性を有し、その品質の保持と全国均一販売価格の維持は国家の文教政策に重要なかわりを持つ。単なる経済的効率のみを問題にする主張は理解し難い。また、再販制が廃止されると、(三)大量生産が競争上ますます有利となり、少量生産の出版物は市場から疎外され、読者の知る権利が失われる、(四)出版物の割引競争が行われるが、それは見せ掛け表示の高価格を基準としたものであり、読者は結局高いものを買わされることになり、また、各書店の売価は一定せず又は価格表示なき出版物も出現し購入心理に不安を与える、(五)全国均一価格は崩れ、運賃分が加算された地方定価が生まれるため、読者は不利益を被り地方文化の衰退を来す、(六)競争は非価格競争から価格競争へと変質し、文化普及を担う中小出版社・書店の経営を圧迫して存続を危うくし、ひいては読者の購入の利便性を失わせ出版文化の普及を妨げる、ことになる。

第八六三号 平成九年十一月十九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福岡市中央区天神二ノ九ノ一一〇

山本太一郎外千名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第八六七号 平成九年十一月十九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道釧路市春採五ノ一六ノ一七

佐藤俊晴外七名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第八七一号 平成九年十一月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡浜玉町浜崎 近藤

甲平外九百九十九名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第九〇八号 平成九年十一月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市南区藤野六条六丁目 武田

幸夫外二十名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

平成九年十二月五日印刷

平成九年十二月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局